

# 社会保障・税に関する番号制度に係る社会保障分野の現状等について

平成22年2月22日

厚生労働省

# 目 次

(第1回検討会資料4より)

## 社会保障・税に関わる番号制度の目的・課題

### 目 的

- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 国民負担の公正性
- 国民の利便性向上
- その他

### 検討に当たっての課題(案)

- 利用する分野・番号などの特定
- 個人情報保護を確保する仕組みの構築
- その他

1. 基礎年金番号について ……P.1

2. 社会保障分野における番号利用の状況について ……P.2

3. 番号の活用範囲をどう考えるか ……P.4

4. プライバシー保護について ……P.5

# 基礎年金番号について

【導入時期】	平成9年1月1日
【根拠規定】	国民年金法第14条
【付番・管理主体】	厚生労働大臣
【付番対象者】	国民年金被保険者(第1～3号)及び年金受給者等
【付番総数】	1億599万件(平成21年度。届出のあった死亡者数を除く。)
【付番の状況】	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>日本国内に住所を有し、20歳に達した者に対し、付番することとしている。</u> (注1) 20歳未満で厚生年金保険又は共済組合に加入していた者、遺族年金を受給していた者等には、その際に付番している。</li><li>○ <u>年金制度未加入者(注2)には付番されていない。</u> (注2) ①20歳未満で厚生年金又は共済組合に加入していない者、②平成9年以降に公的年金に加入しておらず、かつ年金の裁定請求が行われていない者</li><li>○ 勤務先事業主から正確な届出がなされない場合、20歳到達時に付番する際、すでに基礎年金番号を持っていたにもかかわらず、本人より正確な届出がなされない場合などには、<u>重複付番が発生する可能性がある。</u>重複付番の可能性のある記録については、定期的に抽出・統合して、その解消に取り組んでいる。</li></ul>
【番号の記載】	年金手帳等に番号が記載されている。
【利用制限等】	基礎年金番号を利用・提供できる範囲は法令により限定されており、年金目的以外の利用は禁止されている。

## 【参考】社会保障分野における番号利用の現状(未定稿)

- 社会保障分野においては、50の制度(法令等)において、90の番号が使用されている。
- 付番されている延べ人数は約3億770万人である。
- 付番・管理主体は制度によって様々だが、例えば医療保険制度(健保、国保、後期高齢者)においては、3,498の保険者(健保1,498、国保1,953、後期高齢者医療47)がそれぞれに被保険者を付番・管理している。

### 【番号を利用している主な制度の例】

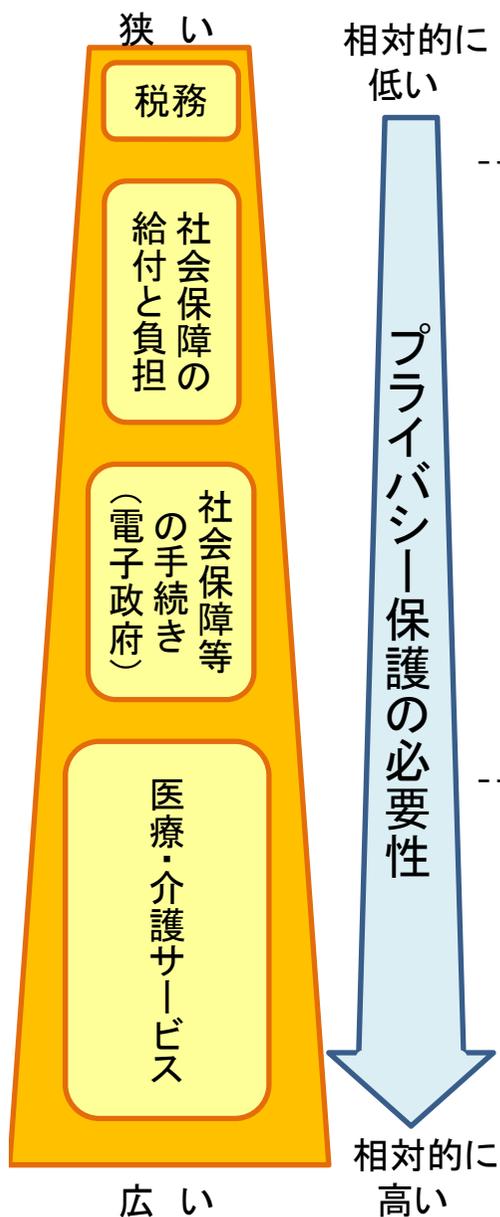
制度名(事業名)	番号の名称	付番・管理主体	付番対象者	対象人数	税情報に基づく給付額・徴収額の決定	備考	
年金	基礎年金番号	厚生労働大臣	国民年金被保険者(1号～3号)及び年金受給者等	1億599万件 ※平成21年5月現在の死亡者等を除く基礎年金番号数	【国民年金】 なし ※保険料・給付ともに定額。ただし、保険料については所得に応じた免除制度があり、申請者の同意に基づき、市区町村に対し所得証明を求めている。 【厚生年金保険】 なし ※保険料・給付ともに標準報酬月額等により変動。		
医療	健康保険	被保険者証記号番号	全国健康保険協会又は健康保険組合(20年度末で1,497組合)	被保険者(被扶養者には被保険者と同番号を付番)	被保険者数約3,541万人 (平成20年度末現在)	【高額療養費】 あり。低所得者の判定に市町村が保有する所得額や住民税課税状況を利用。	
	国民健康保険	被保険者証記号番号	市町村又は特別区又は国民健康保険組合 市区町村 1,788 国保組合 165 (20年度末現在)	被保険者(主として世帯単位)	2,195万世帯 (平成20年度速報値)	【高額療養費】…あり。上位所得者(※)、現役並所得者及び低所得者の判定に市町村が保有する所得額や住民税課税状況を利用。 ※国民健康保険のみ。 【一部負担金】…あり。現役並所得者の判定に市町村が保有する所得額を利用。 【保険料の賦課】…あり。所得割額の算定にあたり市町村が保有する所得額を利用。	
	後期高齢者医療制度	被保険者番号	後期高齢者医療広域連合(47広域連合)	被保険者	約1,350万人 (平成20年度速報値)		
介護保険	被保険者証番号	市町村又は特別区 (1,784市区町村:平成22年2月1日時点)	・第1号被保険者(65歳以上) ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満)のうち、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者	・第1号被保険者2,838万人 (平成21年4月末現在) ・第2号被保険者15万人 (平成21年4月末現在の要介護(支援)認定者数)	あり ※第1号保険料と給付は、合計所得金額と年金収入により変動。 ※第2号保険料は、加入している医療保険と同様の取扱い。		

制度名(事業名)		番号の名称	付番・管理主体	付番対象者	対象人数	税情報に基づく給付額・徴収額の決定	備考
その他の福祉	生活保護	ケース番号	都道府県、市区町村が設置する福祉事務所 (1,244力所:平成21年4月現在)	生活保護受給世帯	約129万世帯(平成21年11月現在) ※生活保護受給者数 約179万人 (平成21年11月現在)	あり ※生活保護受給世帯の収入状況の把握に当たり、課税情報を調査し、活用する。	※ケース番号は、各福祉事務所において、事務処理上の必要性から独自に設定する整理番号
	児童手当	整理番号	市町村長(特別区の区長を含む)(約1,800力所:現時点) ※上記のほか公務員に係る所属庁がある。	受給者 ※受給者のほか支給対象児童に付番している場合がある。	受給者約929万人 (平成21年2月現在) ※支給対象児童数 約1,290万人 (平成21年2月現在)	あり ※受給者の所得に応じた所得制限あり。	※市町村等によって独自に番号を付与している場合がある。
	児童扶養手当	証書記号・番号	都道府県知事、市長(特別区の区長を含む)、福祉事務所を管理する町村長 (880力所:平成21年4月1日現在)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、離婚等により父と生計を同じくしていない児童を監護する母又は養育する者	約97万人 (平成21年3月末現在)	あり ※受給資格者及び配偶者・扶養義務者の所得に応じた所得制限あり。	※受給資格者についての番号を認定順に決定し、受給資格者台帳や番号簿において番号順に管理している。
	特別障害者手当	整理番号	都道府県知事、市長(特別区の区長を含む)、福祉事務所を管理する町村長 (約1,000力所:平成21年3月末現在)	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者	約11万人 (平成21年3月末現在)	あり ※受給資格者及び配偶者・扶養義務者の所得に応じた所得制限あり。	
雇用保険		雇用保険被保険者番号	厚生労働大臣	被保険者	約3,770万人 (平成21年11月現在)	なし ※保険料は給与支給総額により変動。 給付は離職前6か月の賃金額により変動。	・保険料の徴収は、別途事業所単位で労災保険料と併せて実施。

# 番号の活用範囲をどう考えるか

番号の活用範囲の拡大によりメリットは増大するが、プライバシー保護の必要性も相対的に高まる。

【活用範囲】



## 国民負担の公正性等

- ・ 適正・公平な課税、給付付き税額控除

## 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実

- ・ 正確な所得情報に基づく適切な給付の実現  
→ 最低保障年金、所得比例年金、各種給付の所得制限
- ・ 各種の医療、介護、福祉サービスの自己負担限度額の一本化

## 国民の利便性向上・効率化

※ 社会保障分野以外も含む

- ・ 各種申請手続のワンストップ化【行政機関間の連携】  
→ 転居等の際の複数の機関への手続きを1カ所で完結可能に  
→ 事務の効率化(併給調整事務等)、添付書類の削減

## 国民の利便性向上

- ・ 各種の保険証等の一枚化、自己負担限度額管理の即時処理
- ・ 【希望者のみ】ご自分の情報(医療費、健診情報)等の閲覧
- ・ 【希望者のみ】地域医療・介護連携における活用  
(例) 医療機関間の電子カルテの相互参照 など

## プライバシー保護について

- 番号制度の導入を国民に受け入れていただくためには、国民の利便性の向上はもとより、プライバシーの保護をいかに図るかに重点を置いた検討が不可欠と考えられる。

### 【国民の懸念】

番号制度においては、所得情報を始めとしたプライバシー情報が取り扱われることから、

- ① プライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害、
- ② 国家によるプライバシー情報の一元管理、
- ③ 行政機関・民間による番号の目的外利用

といった懸念に対応するための、厳格なプライバシーの保護措置が求められる。



### 【対応方策】

このため、番号の目的外利用を禁止するほか、

#### ①【情報の分散管理】

保険者や税務当局等がそれぞれ必要最小限の情報を管理した上で安全に情報をやりとりすること（1つの機関にプライバシー情報を集めない）

#### ②【第三者による監視】

第三者によるプライバシー情報のやり取りの監視（独立した第三者機関の設置など）

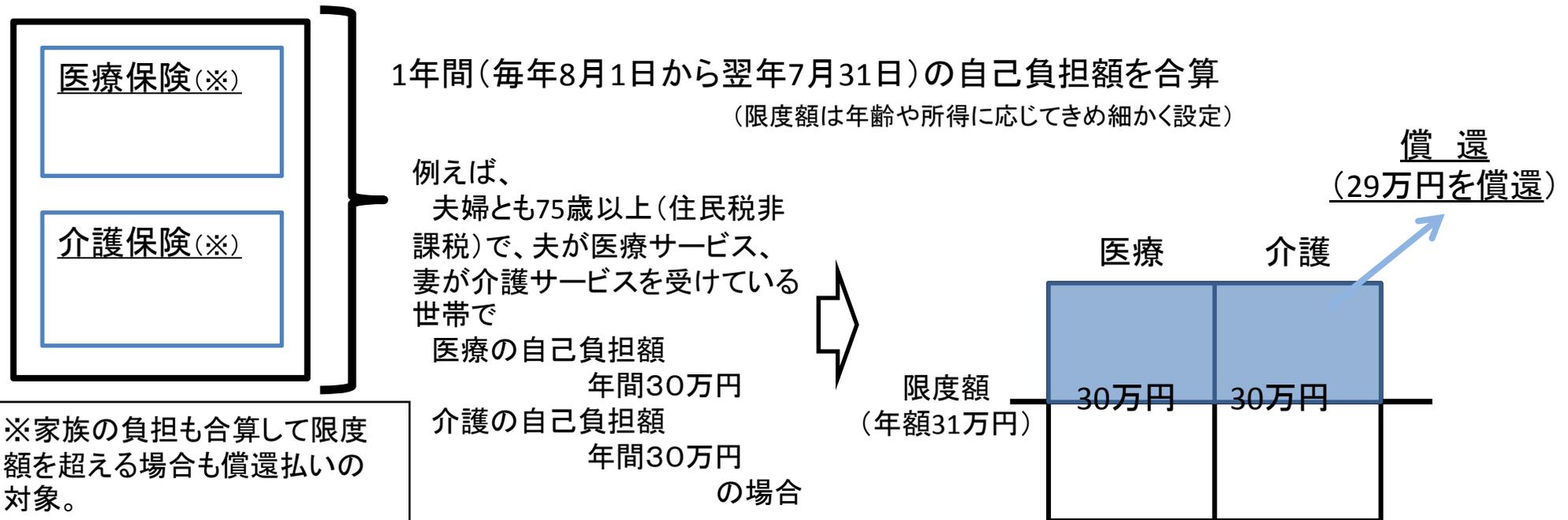
#### ③【本人によるコントロール】

本人による自分の情報のやり取りの確認等

などを実現する仕組みを考えることが重要となるのではないか。

## (参考) 医療、介護、福祉サービスの自己負担限度額(現状)

- 医療保険、介護保険、福祉それぞれの制度について、所得等に応じて自己負担(利用者負担)の限度額等を設定(注)。
- 月々の自己負担が限度額を超える場合、後から保険者が払い戻し(償還払い)
- さらに1年間の医療保険と介護保険の自己負担を合算して著しく高額になる場合、負担軽減(償還払い) (平成20年4月より実施)



### 福祉

所得に応じて自己負担を設定

この仕組みの適用を受けるためには、利用者等が介護保険自己負担額証明書を介護保険の保険者から取得して、医療保険の保険者に申請を行う必要がある。

(注)制度ごとに基準が異なる。